

## 条 例

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十号

埼玉県消費者行政活性化基金条例を廃止する条例

埼玉県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年埼玉県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。